

改正

平成31年2月19日告示第5号

令和2年2月25日告示第11号

令和5年3月14日告示第20号

新上五島町空き家情報登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新上五島町における空き家等の有効活用を通して、移住・定住による町内雇用の促進、地域住民との交流及び地域の活性化を図るため、空き家等に関する情報の登録及び提供に関する制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に存する現に居住していない建物又は居住しなくなる予定の建物及びこれらの敷地である土地をいう。ただし、1戸建ての建物（アパート等の共同住宅を除く。）とし、不動産事業者が所有する物件を除く。
- (2) 所有者等 空き家等について所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録の申込みを受けた空き家等の情報を、町内への定住等を目的として、空き家等を利用する者に対して提供する制度をいう。
- (4) 事業者 町内で事業を営む個人又は法人で不動産業者を除くものをいう。

(登録対象者)

第3条 空き家バンクの登録対象者は、原則として、空き家等の所有者並びに町内への移住者及び移住予定者を雇用するために従業員の社宅として空き家を改修する事業者とする。ただし、新上五島町暴力団排除条例（平成24年新上五島町条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するものは、登録できないものとする。

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家等に係る取引を妨げるものではない。

2 町は、空き家バンクの運用に関し、空き家等の情報の登録と情報提供のみを行い、取引の仲介を行うものではない。

(登録申請等)

第5条 空き家等に関する情報を空き家バンクに登録をしようとする所有者等は、空き家バンク登録申請書(様式第1号)に空き家バンク登録カード(様式第2号)及び当該空き家等に係る所有権等を確認できる書類を添付して、町長に提出するものとする。

2 やむを得ない事情により、空き家等の所有者及び前項の規定により申請した者が異なる場合においては、所有者及び他の相続者からの委任状、又は、当該空き家等の管理を証明する書類を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、当該情報を空き家バンクに登録するものとする。

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)により、当該申込みをした所有者等(以下「空き家バンク登録者」という。)に通知するものとする。

5 町長は、必要に応じて第3項の規定により登録した空き家等の調査を行うことができる。

6 第4項の規定による空き家バンク登録者は、前項の調査に協力しなければならない。

(登録情報の変更)

第6条 空き家バンク登録者は、前条第3項の規定により登録された情報(以下「登録情報」という。)に変更があったときは、空き家バンク登録情報変更届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(登録情報の取り消し)

第7条 町長は、登録情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録情報を取り消すものとする。

(1) 空き家バンク登録者が、自己の登録情報の取消しを希望したとき。

(2) 登録情報に重大な誤り又は虚偽があったとき。

(3) その他、町長が適当でないと認めたとき。

2 前項の場合において、空き家バンク登録者は、空き家バンク登録情報取消届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により、登録情報を取り消したときは、空き家バンク登録情報取消通知書(様式第6号)により、当該空き家バンク登録者に通知するものとする。

(登録情報の公表)

第8条 町長は、閲覧、町のホームページへの掲載、その他の方法により、空き家バンクに登録された空き家等の情報を公表するものとする。ただし、空き家バンク登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(利用者の要件)

第9条 空き家バンクに登録された空き家等を利用しようとする者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 町に転入しようとする者又は転入から1年を経過していない者であって、町内への定住等を目的として空き家等を利用し、町の自然環境、生活文化、地域自治等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 町内の事業者には雇用される者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(利用の申込み)

第10条 空き家バンクに登録された空き家等の利用の申込みをする者は、空き家バンク登録物件利用申込書(様式第7号)に、利用を希望する空き家等(以下「希望物件」という。)の登録番号、その他必要な事項を記入し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、空き家バンク登録者にその旨を通知するものとする。

(空き家バンク登録者と利用申込者の交渉等)

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた空き家バンク登録者は、遅滞なく利用申込者と空き家等の売買又は賃貸借に関する交渉を行うものとする。

2 町長は、空き家バンク登録者と利用申込者との間で行う希望物件の売買又は、賃貸借等に関する交渉、契約等については、直接これに関与しないものとする。

3 前項に規定する交渉等に関する一切の紛争等については、空き家バンク登録者と利用申込者との間で解決するものとする。

(契約の報告)

第12条 利用申込者は、空き家バンク登録者と空き家等に関する契約を締結したときは、空き家バンク物件契約報告書(様式第8号)により、速やかに町長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 空き家バンク登録者及び利用申込者並びに登録情報を利用する者は、空き家バンクにおけ

る個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守するものとし、その登録が解除された後においても同様とする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう、適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 空き家バンクへの情報の登録、その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この告示の施行日前において、登録がなされている登録情報内容及び利用者の要件については、第5条第3項及び第10条の規定により登録のなされた登録情報の内容及び利用者の要件とみなす。

附 則 (平成31年2月19日告示第5号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月25日告示第11号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第20号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新上五島町長 様

申込者 住 所

氏 名

印

電 話

空き家バンク登録申請書

新上五島町空き家情報登録制度要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第5条第1項の規定により、下記の事項に同意し、空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

- 1 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。
- 2 空き家バンク登録は、移住者の定住を促進するための制度であり、町内居住者に対しては、町のホームページで公開している以上の情報提供は行わない。なお、町内居住者に対し、物件の賃貸又は売買を行う場合は、登録物件から削除することに同意します。
- 3 登録情報について、新上五島町ホームページ等で公開することに同意します。
- 4 空き家バンクで得た情報について、漏えいしないことに同意します。

（注意事項）

- （1）本町では、情報の提供、必要な連絡調整等を行いますが、空き家バンク登録者及び利用者間における空き家の利用に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しません。
- （2）仲介を希望される方は、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会長崎県本部に登録された事業者への依頼をお勧めします。
- （3）空き家バンク登録者及び利用者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- （4）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、登録者の個人情報は、利用者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

新上五島町長 様

(登録申請者)

住 所

氏 名

印

電 話

同 意 書

私は、空き家バンクに空き家の登録を申請するにあたり、下記の事項について同意します。

なお、登録された後において、調査を受けることについても併せて同意します。

記

- 1 空き家バンク登録カードに記入した内容をもとに、現地で空き家の状態を町の担当者等が確認するにあたり、不動産登記情報、固定資産税の課税資料及び住民票等を公簿により調査・閲覧することに同意します。

委 任 状

(受任者)

住 所

氏 名

印

電 話

私は、上記の者を代理人と定め、空き家バンク登録に係る以下の行為を委任します。

記

- 一．空き家バンク登録物件の情報等に関する一切の件。
- 一．空き家バンク登録物件の賃貸、売却までの不動産に関する管理の件。
- 一．空き家バンク登録物件の価格交渉等の窓口となる件。

以上

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

印

電 話

様式第2号 (第5条関係)

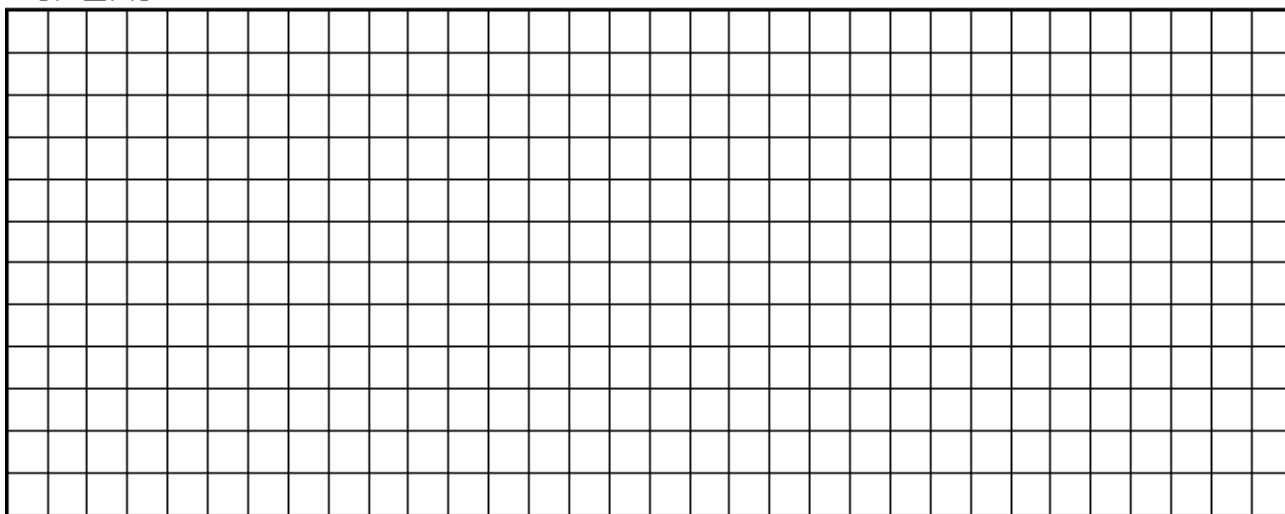
空き家バンク登録カード

登録番号			賃貸・売却の別	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 売却
物件住所	新上五島町				
希望価格	<input type="checkbox"/> 賃貸 (円/月額)		<input type="checkbox"/> 敷金 (円)	<input type="checkbox"/> 礼金 (円)	
	<input type="checkbox"/> 希望売却価格 (円) ※公表しません。				
所有者	住所	〒			
	氏名		自宅電話		
	携帯電話		FAX番号		
	Eメール				
管理者先	住所	〒			
	氏名		電話番号		
物件の概要	面積		構造	建築年月	年月
	宅地	m ² 坪	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 ()	(補修の可否)	(補修の費用負担)
	建物	1階		m ² 坪	<input type="checkbox"/> 補修不要 <input type="checkbox"/> 小規模な補修必要 <input type="checkbox"/> 大規模な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中
		2階	m ² 坪		
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間(畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ(<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 洋室(畳)(畳)(畳) <input type="checkbox"/> 和室(畳)(畳)(畳)		
2階		<input type="checkbox"/> 居間(畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ(<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 洋室(畳)(畳)(畳) <input type="checkbox"/> 和室(畳)(畳)(畳)			
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置(空き家) 年 <input type="checkbox"/> その他 ()		ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 風呂 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他() 水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他		
	主要施設等への距離	港	Km	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗(浄化槽) <input type="checkbox"/> 簡易水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り
商店・スーパー		Km	駐車場	<input type="checkbox"/> 有(台) <input type="checkbox"/> 無	
役場(支所)		Km	農地・菜園	<input type="checkbox"/> 有(広さ) <input type="checkbox"/> 無	
病院(診療所)		Km	空調	<input type="checkbox"/> エアコン有(台) <input type="checkbox"/> 無	
保育所・幼稚園		Km	物置・倉庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
小学校		km	ペット飼育	<input type="checkbox"/> 飼育可 <input type="checkbox"/> 不可	
中学校		km	火災保険等	<input type="checkbox"/> 所有者加入 <input type="checkbox"/> 入居者加入 <input type="checkbox"/> 未加入	
高校		km	家財道具	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 処分可 <input type="checkbox"/> 処分不可) <input type="checkbox"/> 無	
PR事項					
特記事項					
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	登録日	年 月 日
登録抹消日	年 月 日	抹消理由	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他()		

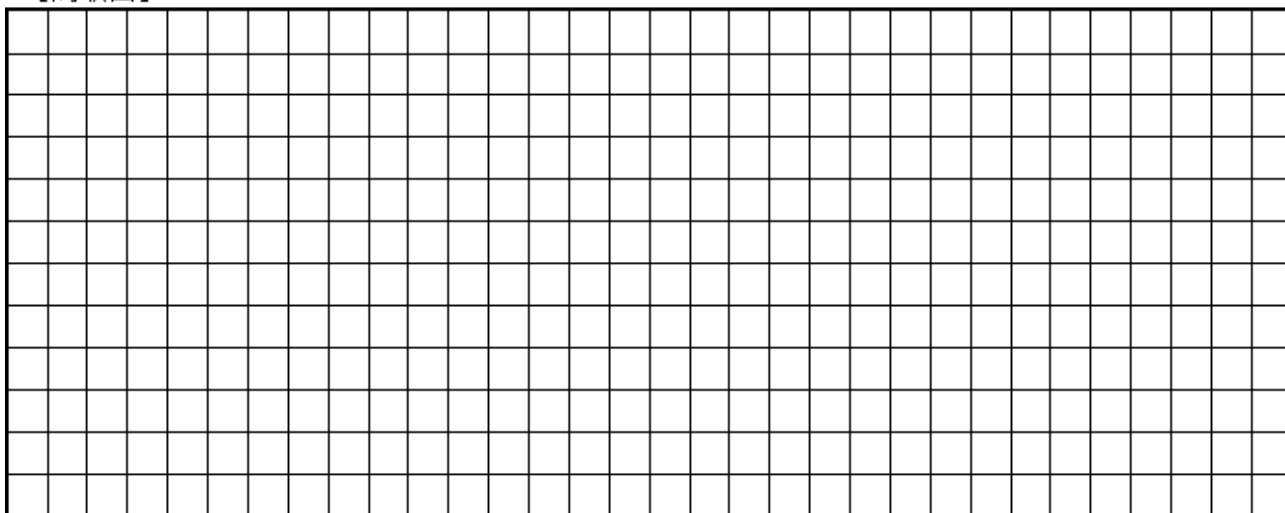
※ 抵当権設定や所有権移転登記未了等の説明事項がある場合は、特記事項へ記載してください。

※ 記載漏れにより、瑕疵担保責任等生じた場合は、町は一切の責任を負いかねます。

【位置図】



【間取図】



【写真】



年 月 日

様

新上五島町長



空き家バンク登録完了通知書

新上五島町空き家情報登録制度要綱第5条第4項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録日

新上五島町長 様

申込者 住 所

氏 名

㊞

電 話

空き家バンク登録情報変更届出書

空き家登録情報に変更がありましたので、新上五島町空き家情報登録制度要綱第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 変更内容 空き家バンク登録カード（様式第2号）のとおり。
（※別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）に変更事項を記載し提出すること。）

新上五島町長 様

申込者 住 所

氏 名

印

電 話

空き家バンク登録情報取消届出書

空き家登録情報の取消しを希望しますので、新上五島町空き家情報登録制度要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 取消理由

様

新上五島町長



空き家バンク登録情報取消通知書

新上五島町空き家情報登録制度要綱第7条第3項の規定により、空き家バンクの登録情報を取り消したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 取消日
- 3 取消理由

新上五島町長 様

申込者 氏 名

㊞

空き家バンク登録物件利用申込書

新上五島町空き家情報登録制度要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第10条第1項の規定により、次のとおり利用を申込みます。

記

住 所	〒	
生年月日	年 月 日	
連絡先	(自 宅) (携 帯)	
入 居 者	(世帯主) (年 齢)	(世帯員) (年 齢)
	(世帯員) (年 齢)	(世帯員) (年 齢)
	(世帯員) (年 齢)	(世帯員) (年 齢)

※現住所が確認できる書類等の写しを添付してください。

新上五島町長 様

報告者 氏 名 ㊟

空き家バンク物件契約報告書

新上五島町空き家バンク物件の契約を締結しましたので、新上五島町空き家情報登録制度要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

利 用 者 (報告者)	氏 名	
	住 所	
物 件 所 有 者 (報告者)	氏 名	
	物件番号	
契 約 内 容	<input type="checkbox"/> 売 買 (金額 円) <input type="checkbox"/> 賃 貸 (金額 円/月額)	
契 約 締 結 日		
特 記 事 項		

※契約書の写しを添付してください。